

# 司法試験制度改革の経緯

## 1 第1次改革

(1) 法曹基本問題懇談会における検討(昭和62年4月~同63年3月)

司法試験の極端な合格難  
平均受験期間 6~7年 合格者平均年齢 約28歳

フレッシュで優秀な人材の確保の困難化等の問題点を指摘  
深刻な現状を早急に改善するべきである旨の見解を取りまとめ(昭和63年3月8日)

(2) 法曹三者の基本的合意と司法試験法の改正

法曹三者合意の内容(平成2年10月)  
法曹養成制度改革協議会の設置  
合格者の増員  
合格者の増員 { 平成3年から 600人程度  
平成5年から 700人程度  
合格枠制の導入(ただし、平成7年に一定の検証基準を満たしていれば実施しないこととする。)

上記を内容とした司法試験法の改正(平成3年4月)

平成7年までに合格者を700人まで増加させたが、**検証基準は満たさず。**

平成8年度から **合格枠制** を実施

## 2 第2次改革

(1) 法曹養成制度改革協議会の意見(平成7年11月13日意見書公表)

中期的に年間1500人程度を目標として合格者の増加を図る(多数意見)  
**民事訴訟法、刑事訴訟法を司法試験の必須科目とする**  
口述試験科目の見直し  
法曹資格取得後の継続教育の充実を図る

(2) 司法試験制度と法曹養成制度改革に関し、当面採るべき方策及び今後協議すべき事項等について法曹三者による合意(平成9年10月28日)

司法試験合格者の増加 平成10年度 800人程度  
平成11年度から **1000人程度**  
司法修習期間を2年から1年6ヶ月とする(平成11年度から)  
実務修習で社会の実相に触れさせる機会を付与する(同上)  
論文試験における**民事訴訟法、刑事訴訟法の必須化**(平成12年度から)  
口述試験を憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目とする(同上)  
合格者の1500人への増加等について調査及び検討を継続し、引き続き協議する

上記を内容とした**裁判所法・司法試験法の改正**(平成10年5月)

### <合格者についてのデータ>

合格者	平均年齢	平均受験期間	最終合格者数(うち女性)	3年以内合格者(数・構成比)
平成元年度	28.91歳	6.66年以上	506人(71人)	76人・15.0%
8年度	26.35歳 (対元年度比2.56歳)	4.52年 (対元年度比2.14年)	734人(172人)	397人・54.1% (対元年度比5.2倍)
10年度	26.90歳 (対元年度比2.01歳)	4.93年 (対元年度比1.73年)	812人(203人)	391人・48.2% (対元年度比5.1倍)
11年度	26.82歳 (対元年度比2.09歳)	4.90年 (対元年度比1.76年)	<b>1000人(287人)</b>	471人・47.1% (対元年度比6.2倍)